

# 参 考 資 料

(課徴金制度等に関するその他の論点等)

平成 19 年 11 月 8 日

金融庁

# 目次

○ 課徴金額と刑事罰との調整規定について…	1
○ 独占禁止法基本問題懇談会報告書（抜粋）	
	… 2
○ 我が国における主な審判手続の概要	… 3
○ 関連条文（公認会計士法（抄））	… 4
○ 関連条文（独占禁止法（抄））	… 10
○ 関連条文（金融商品取引法（抄））	… 19

## 金融商品取引法及び独占禁止法における課徴金額と刑事罰との調整規定について

		金融商品取引法				独占禁止法	
現行課徴金 対象行為		不公正取引			継続開示 義務違反 (虚偽記載)	発行開示 義務違反 (虚偽記載)	私的独占(支配型) ・不当な取引制限等
		インサイダー取引	風説流布 ・偽計	相場 操縦			
課徴金額の 算定方式 (根拠)		例)「重要事実公表日の翌日における株式等の最終価額」から「重要事実公表前に購入した株式等の価額」を控除			(有価証券報告書等につき) 300万円(原則) or 株式 時価相当額に0.003% を乗じる額のいずれか高い額	募集額等に1% (株式等の場合 2%)を乗じる	売上高等に一定率 (10%等)を乗じる
罰則	法人	5億円以下の罰金		7億円以下の罰金		5億円以下の罰金	
	個人	5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又はこの併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科			3年以下の懲役又は 500万円以下の罰金又はこの併科	
没収・追徴		不公正取引により得た財産等を没収・追徴			—	—	
課徴金と刑事罰等との 調整規定		没収・追徴額相当額を課徴金より控除(*1)			罰金額相当額を課徴金より控除(*1)	調整なし	罰金額の2分の1相当額を課徴金より控除

(\*1)①課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合…当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令→納付

②課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合…判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消(→納付)

③課徴金納付後に起訴された場合…判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更→還付

# 独占禁止法基本問題懇談会報告書

(平成 19 年 6 月 26 日公表、抜粋)

## Ⅲ 違反金制度の在り方

### 1 違反金と刑事罰の在り方

法人に対する刑事罰（が存在すること）の有効性を活かしつつ、違反金を設計してこれを機動的に賦課することが、現状においては違反行為に対する抑止の観点からは効果的であり、引き続き、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当である。

#### (3) 併科の場合の調整規定について

現行課徴金については、刑事罰が併科される場合に、当該刑事罰金額の半分に相当する額を本来の課徴金額から控除(刑事罰金の確定裁判より課徴金納付が先に行われている場合には還付)することとされている。これは、課徴金と刑事罰は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があることから立法政策上の判断として設けられた規定である(課徴金と刑事罰を併科することによる二重処罰の懸念を回避するための調整ではない)。しかし、行政上の目的を達成するために課される違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり、独立した制度であることから、両者の金額調整は必ずしも必要ではないと考えられる。この点に関しては、違反金と刑事罰の金額調整はなくすべきとする見解、刑事罰金額の全額を違反金額から控除すべきとする見解があった。

## 2 不当な取引制限、私的独占（支配型）に係る違反金の水準、算定方法等

### (1) 違反金の水準等について

(略)

国際比較の観点、抑止力確保の観点からは、算定率だけでなく、違反金の算定期間と除斥期間（違反行為終了からいつまで違反金納付を命じることができるか）についても考慮する必要がある（現行課徴金は、算定期間が最長 3 年間、除斥期間は 3 年間となっている。）。算定期間と除斥期間については、比例原則の観点にも留意しつつ、欧米主要国との比較を視野に入れるべきと考えられる。

## 我が国における主な審判手続の概要

		金融庁	公正取引委員会	特許庁	中央労働委員会	公害等調整委員会	電波監理審議会	海難審判庁	国税不服審判所
		課徴金納付命令の事前審査	排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立て	免許の取消し等の不服申立て	不当労働行為の救済	鉱物の採掘等に関する許認可の不服申立て	免許の取消し等の不服申立て	地方海難審判庁審判官の裁決の不服申立て	国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て
根拠法		金融商品取引法	独占禁止法	特許法	労働組合法	土地利用調整手続法	電波法	海難審判法	国税通則法
原処分庁		-	公正取引委員会	審査官	都道府県労働委員会	経済産業局長/都道府県知事	総務大臣	地方海難審判庁審判官	税務署長/国税局長
取消訴訟	審級省略	×	○	○	×	○	○	○	×
	実質的証拠法則	×	○	×	×	○	○	×	×

公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

**第三十条** 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

（課徴金納付命令）

**第三十一条の二** 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合  
当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額

二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合  
監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合（第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。）

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

（虚偽又は不当の証明等についての処分等）

**第三十四条の二十一** 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律(第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること(同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。



- 5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
- 7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(課徴金納付命令)

**第三十四条の二十一の二** 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合  
当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額
- 二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合  
監査報酬相当額

- 2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。
  - 一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）
  - 二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）
  - 三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合
  - 四 解散を命ずる場合
- 3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。
- 4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。
- 6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。
- 7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合にお

いて、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

**第七条の二** 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)に百分の十(小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量又は購入量

ロ 市場占有率

ハ 取引の相手方

2 前項の規定は、事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。)で、当該他の事業者(以下この項において「被支配事業者」という。)が供給する商品又は役務について、次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合において、前項中「当該商品又は役務の政令で定める方法に

より算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」とあるのは「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)及び当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者に供給したものを除く。)の政令で定める方法により算定した売上額」と、「(小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。)」とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする。

一 その対価に係るもの

二 次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量

ロ 市場占有率

ハ 取引の相手方

3 前二項に規定する「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

4 第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の  
業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)  
に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を  
除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業  
員  
の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める  
業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業  
員  
の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業  
種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社  
並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及  
び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むも  
の
  - 六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的とし  
て設立された組合(組合の連合会を含む。)のうち、政令で定めるところにより、前  
各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの
- 5 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違  
反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第一百零二条第  
一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」とい  
う。)の一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為

について第五十条第六項において読み替えて準用する第四十九条第五項の規定による通知(次項及び第七項において「事前通知」という。)を受けた日の一月前の日)までに当該違反行為をやめた者(次項に該当する場合を除き、当該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。)であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。

6 第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第十三項若しくは第十六項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者又は第十三項若しくは第十六項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

7 公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。)以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

8 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該当するときは同項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第三号に該当するときは第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の



提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

三 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

9 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数が三に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合に限る。)については、第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。)を行つた者

二 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

10 公正取引委員会は、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

11 公正取引委員会は、第七項から第九項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十三項の規定による通知をするまでの間、

当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

12 公正取引委員会が、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

13 公正取引委員会は、第七項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに。第十六項において同じ。）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

14 公正取引委員会は、第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第一項、第四項から第六項まで、第八項又は第九項の規定により計算した額に代えて、その額から

当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。  
ただし、第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

15 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

16 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

17 第一項の規定による命令を受けた者は、同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

18 第一項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

19 第一項又は第二項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為並びに当該会社が受けた第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令、第十三項及び第十六項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決(以下この項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された会社が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。

20 前項の場合において、第七項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21 実行期間の終了した日から三年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

**第四十七条** 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
  - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
  - 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
  - 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 2 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。
- 3 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。
- 4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

金融商品取引法(昭和二十三年四月十三日法律二十五号)

(虚偽記録のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

- 第一百七十二条** 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し(第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。)(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
- 一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等(株券、優先出資法 に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。)である場合にあっては、百分の二)
  - 二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の二)
- 2** 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者の役員等(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。)であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一(当該有

価証券が株券等である場合にあつては、百分の二)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。)及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。)又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。)及びその添付書類をいう。
- 4 第一項(第一号を除く。)の規定は、重要な事項(第五条第一項各号(第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)につき虚偽の記載がある目論見書(第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。)を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。
- 5 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論

見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

(虚偽記録のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

**第一百七十二条の二** 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等(第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十四条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。第一百七十八条第五項並びに第八十五条の七第二項及び第三項において同じ。)を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度(当該発行者が第二十四条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間。以下この項及び第八十五条の七第十九項において同じ。)が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 三百万円

二 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法 に規定する優

先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号において同じ。)の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額(当該算定基準有価証券の市場価額がないとき又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額)

ロ 十万分の三

- 2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期・半期・臨時報告書等(第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。第一百七十八条第五項並びに第八十五条の七第二項及び第三項において同じ。)を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額(同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額)の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- 3 第一項ただし書(前項後段において準用する場合を含む。)の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令)



**第一百七十三条** 第一百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この項において「違反行為」という。)により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 違反行為により有価証券等(当該有価証券等に係る店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標を含む。次号において同じ。)の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等(当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。)をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
  - イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額
  - ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの(次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。)に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額
- 二 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等(当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同

じ。)をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

2 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

3 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

4 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令)

**第七十四條** 自己の計算において違反行為(第一百五十九条第二項第一号の規定に違反する取引所金融商品市場における上場金融商品等(同号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。))又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等(第一百五十九条第二

項に規定する有価証券売買等をいう。)又はその申込み若しくは委託等をいう。以下この条において同じ。)をした者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

ロ 有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

(2) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

- 2 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。
- 3 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。
- 4 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等(同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。)の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等(同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。)の数量のうちいずれか少ない数量をいう。
- 5 第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。
- 6 第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反

行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

- 7 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。
- 8 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- 9 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- 10 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。
- 11 一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。
- 12 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

- 13 第二条第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(会社関係者に対する禁止行為に違反した者に対する課徴金納付命令)

**第一百七十五条** 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等(同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。)をした場合
- 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
- イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
- ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額
- 二 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等(同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。)をした場合

次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

2 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等(同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。)をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等(同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。)をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲

げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

3 前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

5 第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいう。

6 第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいう。



- 7 第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等(第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。)の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。
- 8 第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告の徴取及び立入検査)

**第百七十七条** 内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

(審判手続開始の決定)

**第百七十八条** 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

- 一 第百七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)に該当する事実
  - 二 第百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実
  - 三 第百七十三条第一項に該当する事実
  - 四 第百七十四条第一項に該当する事実
  - 五 第百七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)又は第二項に該当する事実
- 2 内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。
- 3 重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 4 第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 5 重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(有価証券報告書等及び四半期・半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第百八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。)を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理

大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

6 第七十三條第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

7 第七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

8 第六十六條第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

9 第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

**第七十九條** 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第八十三條において「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前條第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

- 3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者(以下この節において「被審人」という。)に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。
- 4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

(課徴金の納付命令の決定等)

**第百八十五条の七** 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、被審人に対し、第百七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第百七十二条の二第一項若しくは第二項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類の提出について前項の決定(第百七十八条第一項第二号に係るものに限る。)をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の二第一項又は第二項の規定により算出した額(以下この項から第四項までにおいて「個別決定ごとの算出額」という。)を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、同条第一項又は第二項の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

- 一 それぞれの有価証券報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二条の二第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

二 それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第七十二条の二第二項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

- 3 内閣総理大臣は、第一項の決定(第七十八条第一項第二号に係るものに限る。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。
- 一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額(その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額)
- イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第七十二条の二第一項の規定により算出した額のうち最も高い額
- ロ それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第七十二条の二第二項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第七十二条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第二号に掲げる事実があると認める場合に限る。)又は前二項の規定により一以上の決定をしなければならないときであつて、同一事件について、被審人に対し、罰金の確定裁判があるときは、第七十二条の二第一項若しくは第二項又は前二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前二項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二条の二第一項若しくは第二項又は前二項の規定により算出した額を合計した額

二 当該罰金の額

5 内閣総理大臣は、第一項の場合(第七十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。)において、同一事件について、被審人に対し、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項若しくは第二項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられ

た同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。)を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項若しくは第二項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

- 6 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八条第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項ただし書、第四項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。
- 7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。
- 8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用(第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。)を記載しなければならない。
- 9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書(第一項から第五項までの決定に係るものに限る。)の謄本を発した日から二月を経過した日とする。
- 10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 11 第一項の決定(第七十八条第一項第二号に係るものに限る。)並びに第二項及び第三項の決定は、これらの決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

- 12 第一項の決定(第七十八條第一項第三号から第五号までに係るものに限る。)  
は、当該決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第十項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。
- 13 第十一項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項から第三項までの決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。
- 14 第十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定(第七十八條第一項第二号に係るものに限る。)又は第二項若しくは第三項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。
- 15 第十二項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定(第七十八條第一項第三号から第五号までに係るものに限る。)に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。
- 16 第十一項本文又は第十二項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第九項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。
- 17 第十一項ただし書又は第十二項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第九項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を發した日から二月を経過した日とする。



18 第二項から第四項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

19 第二項及び第三項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる継続開示書類の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十四条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 当該有価証券報告書及びその添付書類に係る事業年度

二 第二十四条の七第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

三 第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による半期報告書及びその訂正報告書 当該半期報告書に係る期間の属する事業年度

四 第二十四条の五第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用す

る第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による臨時報告書及びその訂  
正報告書 当該臨時報告書を提出した日の属する事業年度

(決定の効力の停止)

**第百八十五条の八** 前条第一項の決定(第百七十八条第一項第二号から第五号ま  
でに係るものに限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。)又は前条  
第二項若しくは第三項の決定の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件につい  
て当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事  
件についての裁判が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。  
ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により前条第一項の決定(第百七十八条第一項第二号に係るも  
のに限る。第六項において同じ。)又は前条第二項若しくは第三項の決定の効力が  
停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の  
確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第六項の規定による変更の処分に係る  
文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

3 第一項本文の規定により前条第一項の決定(第百七十八条第一項第三号から第  
五号までに係るものに限る。第七項において同じ。)の効力が停止された場合におい  
て、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号  
に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつた  
ときは、内閣総理大臣は、第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達  
されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4 第一項の規定により前条第一項から第三項までの決定の効力が停止された場合  
においては、課徴金の納付期限は、同条第九項の規定にかかわらず、当該事件につ  
いての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

- 5 第二項又は第三項の規定により前条第一項から第三項までの決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第九項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。
- 6 内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第二項若しくは第三項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、当該決定に係る課徴金の額を、これらの規定による額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額に相当する額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。
- 一 当該決定に係る課徴金の額を合計した額
  - 二 当該罰金の額
- 7 内閣総理大臣は、前条第一項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。
- 一 第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による額
  - 二 当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命

じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額)

- 8 第六項ただし書又は前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項から第三項までの決定を取り消さなければならない。
- 9 第六項又は第七項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。
- 10 第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 11 課徴金に係る請求権の時効は、第一項から第三項までの規定により前条第一項から第三項までの決定の効力が停止されている間は、進行しない。
- 12 第六項の規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(事件記録の閲覧等)

**第百八十五条の十三** 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。